



西伊豆町空き家改修等補助金

1. 目的

西伊豆町空き家バンク登録物件の改修工事※₁ や家財処分※₂ に要する費用の一部を補助することにより、空き家の解消を図り、移住及び定住を促進し、地域の活性化を図ります。

2. 補助金の内容

補助額

改修工事 費用の **1/2** 相当額 (最大 **50** 万円)
家財処分 費用の **4/5** 相当額 (最大 **10** 万円)

対象経費

- ・居住部分に係る改修工事、家財処分のうち、他の制度による補助金等の対象経費として含まれないもの
- ・町内施工業者※₃ が行う改修工事又は家財処分の費用
- ・太陽光発電の設置費、合併浄化槽の設置費、外構工事及び駐車場整備は補助の**対象外**です。

交付対象者

- ・西伊豆町空き家バンク登録物件の所有者
- ・空き家バンク未登録物件の所有者（改修後、3年以上、空き家バンクに登録していただきます。）
- ・空き家バンク登録物件の購入者、購入予定者、入居者、入居予定者
- ・町民の方だけでなく、「町外の方」も「法人」も対象となります。

【用語の説明】

- ※1 改修工事・・・空き家の安全性、居住性、機能性等の維持又は向上のために行う修繕、模様替え、増築・減築等に係る工事
- ※2 家財処分・・・空き家において使用されず残置された状態の電化製品、家具、食器、その他家財道具を処分すること
- ※3 町内施工業者・町内に本店、支店、営業所等が登録されている法人及び町に納税申告している個人事業者（家財処分施工業者については、一般廃棄物処理業の許可を受けていること。）で、町税等を完納しており、かつ、この制度に基づく町長の資格登録を受けている者。

check!

≪対象要件≫

次の要件全てを満たす場合に、補助対象となります。

【 申請者 】

- 町税等本町に納入すべき納入金を完納している
- 申請者とその世帯員が暴力団員又は暴力団員密接関係者ではない
- 物件の所有者においては、補助事業完了後、3年以上空き家バンクに物件を登録する者（売買又は賃借等が成立した場合を除く）
- 入居者又は入居予定者においては、所有者の3親等以内の親族でないこと。
ただし、町外からの移住者はこの限りではない。また、物件の改修等に関して所有者の同意を得ていること。

【 町内施工業者 】

本制度による空き家の改修工事や家財処分を請け負う町内施工業者の方は、施工する前に資格登録手続きをお願いします。

- 町内に本店、支店、営業所等が登録されている法人及び本町に納税申告している
個人事業主
- 町税等本町に納入すべき納入金を完納している
(資格登録申請に必要なもの)
 - ・西伊豆町空き家改修等資格登録申請書(様式第9号)
 - ・法人登記全部事項証明書(法人の場合)
 - ・住民票(個人の場合)
 - ・納税証明書

3. 補助金の交付申請について

《補助金の交付申請の流れ》

対象要件の確認

対象要件を満たす

- 「対象要件」を全て満たす

必要書類を揃える

町内施工業者から取り寄せる

- 改修等に係る費用の明細及び見積書
- 改修予定箇所及び改修の内容の詳細が分かる書類
- 住宅の外観及び改修予定箇所の写真

補助金の交付申請

申請書類の提出

- 補助金交付申請書(様式第1号)
 - 改修等承諾依頼書(様式第2号)
- ※入居者、入居予定者に限る

交付の決定

申請書類の審査を行い、適正と認められた場合、交付決定通知書が届きます。

改修等の施工

改修工事や家財処分に着手してください。

※交付申請した内容が変更となった場合、速やかに変更届出書を提出してください。

実績報告書の提出

工事等が終わりましたら、実績報告書を提出してください。

- 補助金実績報告書(様式第6号)
- 改修等に係る費用の領収書
- 施工前、施工後の写真
- その他必要書類

交付の確定

実績報告書を確認し、補助金の額を確定します。交付確定通知書が届きます。

補助金の請求

交付確定通知が届きましたら、請求書を提出してください。

- 補助金交付請求書(様式第8号)

支払日

請求を受けた日から、30日以内に指定の口座へお支払いします。

4. 補助制度のQ&A

【Q】入居する者ですが、賃貸物件でも改修工事はできますか？

【A】大家さん（物件所有者）の承諾が得られれば、補助の対象となりますので、承諾を得てください。

次の書類が必要となります。

- ⇒ 改修等承諾依頼書（様式第2号）
- ⇒ 賃貸借契約書の写し

【Q】親名義の空き家を改修して、西伊豆町に帰りたいのですが、補助の対象になりますか？

【A】町外からの転入（Uターン）に限り、3親等以内の親族名義の空き家の改修は補助の対象となります。（転入前に改修を済ませておく必要があります。）

それ以外（町内での転居など）の場合は、補助の対象とはなりません。

5. 注意点

（1）個人情報の取扱いについて

個人情報の取扱いについては、町において適切に管理します。

（2）補助金の返還について

虚偽の申請その他不正な手段により、補助金の交付を受けた場合、補助金を返還していただきます。

（3）改修工事等の着手について

改修工事等は、必ず補助金の交付決定後に着手してください。

また、年度をまたぐ

【問い合わせ先】 西伊豆町まちづくり課 企画調整係

- 電話： 0558-52-1966
- FAX： 0558-52-1906
- E-mail： kikaku@town.nishiizu.shizuoka.jp

≪様式は西伊豆町のホームページからでも取得できます≫

クリック!

